

答申第1号
平成26年7月30日

菊池市長 江頭 実 様

菊池市個人情報保護審査会
会 長 衛 藤 二 男

菊池市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

菊池市個人情報保護条例第8条第8号及び第9条第2項に基づき、平成26年7月30日付け菊総第356号により諮問がありました案件については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう、次の点に配慮することを要望します。

- 1 外部提供を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、外部提供をする必要性やその範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が外部に提供されることのないよう慎重に対応すること。
- 2 個人情報の保護の徹底が図られるよう条例第12条に規定する措置を講ずること。